

## 1. 基本理念

大阪府立大学は、障害者基本法（平成 23 年法律第 90 号）の基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てることなく相互に人格と個性を尊重し合い、学生、教員、職員の多様性を重んじる開かれた大学を目指します。また、本学構成員一人ひとりが障がいについて共に学び、お互いに支え合うことにより、障がいがあってもその能力を最大限に発揮できる環境を整えます。

## 2. 基本方針

大阪府立大学は、本ガイドラインの基本理念に従い、支援実施の指針となる 6 つの基本方針を定める。

- (1) 学生の個別の意志・選択を常に尊重する。
- (2) 学生本人を交えて十分に話し合い、支援のあり方を考える。
- (3) 全学の関係者が協力して支援に取り組む。
- (4) すべての学生に等しく修学の機会を保障する。
- (5) 個人情報保護を徹底する。
- (6) 支援情報を学内外に向けて公開・発信する。

## 3. 対象及び範囲

障がい学生とは、様々な障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を指す。

また、支援の範囲は、入試、入学から卒業までの修学に関する事項、進学・就職等に関する事項を対象とする。

## 4. 組織体制

障がい学生を支援する全学的な組織（アクセスセンター）を拠点として、障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、関係部署及び学生アシスタントが緊密に連携し、本ガイドラインに基づき、障がい学生への支援を行う。

また、学生委員会において、障がい学生支援方策・課題の検討、審議を行い、障がい学生の支援に係る全学的な取組みを推進する。